

① 賃上げ支援事業について

1 目的

薬局が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇の改善につなげるため、賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

2 補助金の額

1 施設 あたり	支援額 (1 法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金分	14.5万円	10.5万円	7万円

※店舗数は厚生局への「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数

3 対象施設

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局

※令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績が必要

※令和8年1月1日において廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外

ベースアップ評価料について

令和8年度診療報酬改定により、以下の職種についてベースアップ評価料の対象とすることが検討されている。

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の薬局の勤務薬剤師

※40歳以上の薬局の勤務薬剤師は、ベースアップ評価料の対象に含めることは現時点で検討されていない。

(参考)

ベースアップ評価料の対象の拡大

- 入院医療、外来医療及び在宅医療等の医療提供体制を支える、保険医療機関等に勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、**ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大**する。
 - 事務職員、40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師も対象とする。（経営者、役員等は除く。）
- 歯科診療報酬において、歯科技工所の歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、**歯科技工所ベースアップ支援料を新設**する。
- 調剤報酬において、薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、**調剤ベースアップ評価料を新設**する。

4 支給要件

・原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

・ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

- ・ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。

- ・ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

- ・ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。

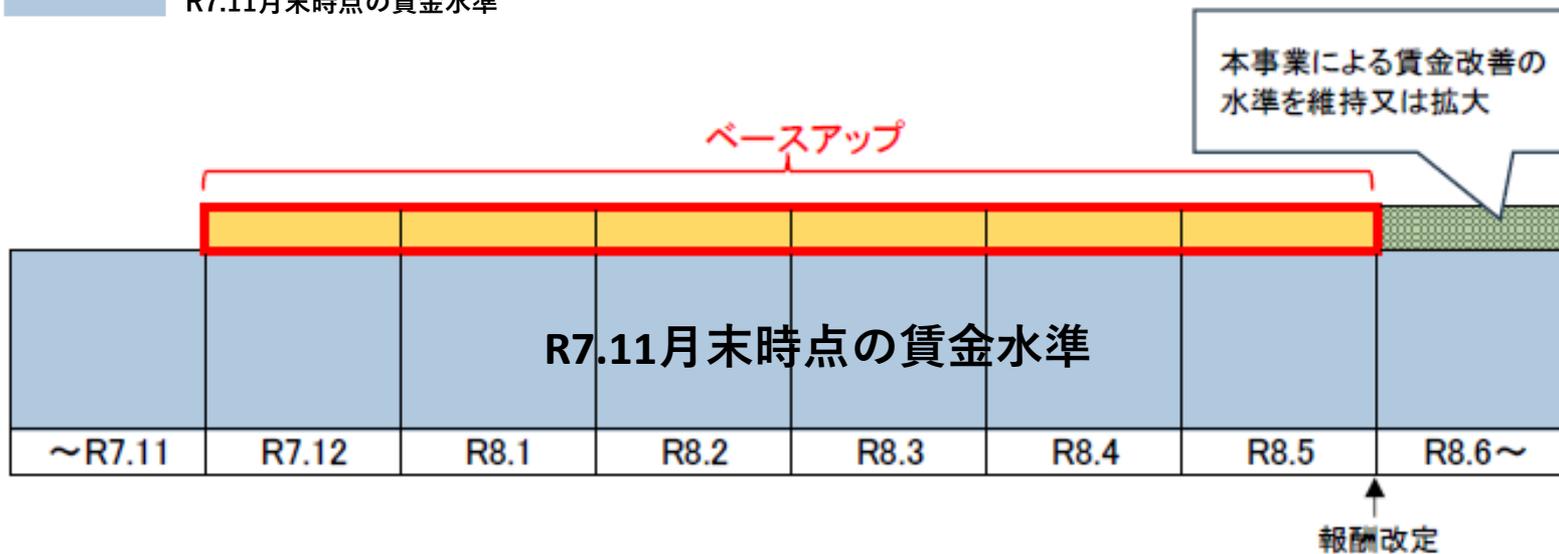
※対象職員は薬局開設者と労働契約を締結している者
(非常勤職員を含む) であり、**薬局開設者及び管理薬剤師は対象外**

●賃上げ支援事業（薬局）による賃金改善のイメージ

<対象となるケース>

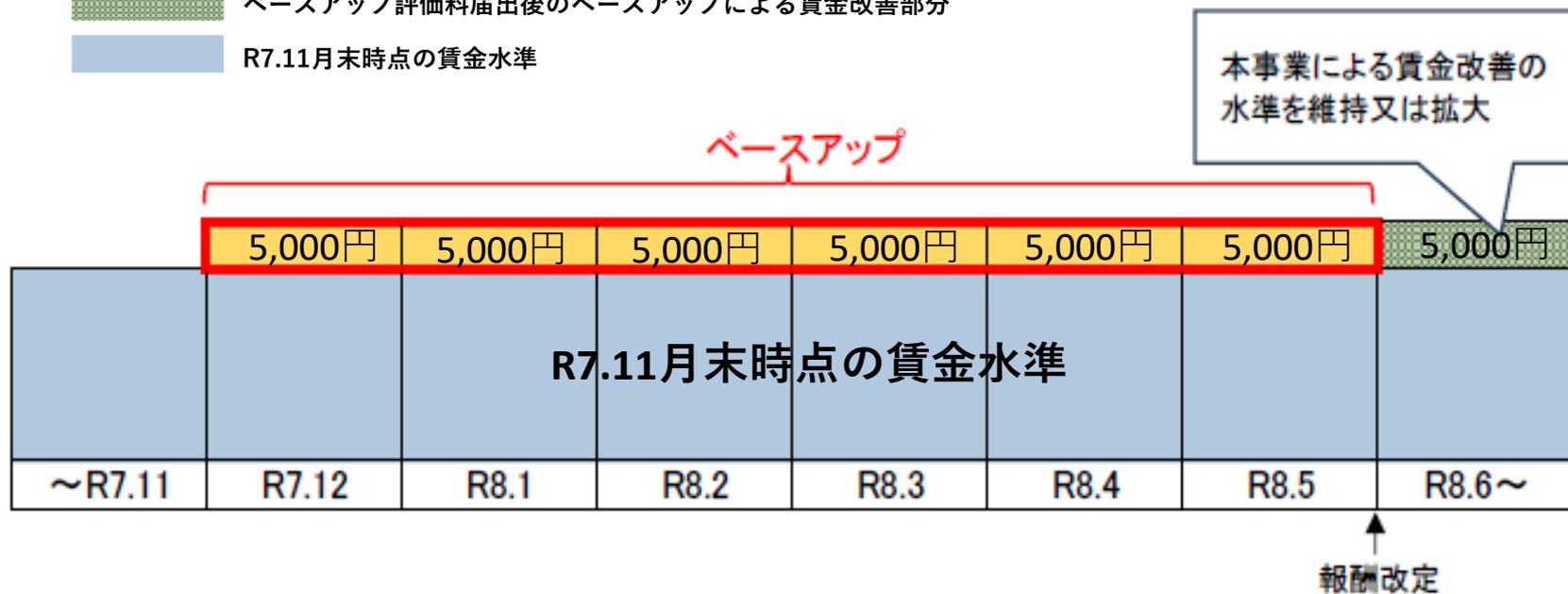
【例1】ベースアップ（R7.12月～R8.5月）

-  本事業による充当可能部分
-  ベースアップによる賃金改善部分
-  ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
-  R7.11月末時点の賃金水準



【事例1】対象職員5人につき、12月から、月5,000円／人の賃金改善を実施した場合
(グループ内薬局数が1～5店舗以下の場合：給付額14.5万円)

- 本事業による充当可能部分
- ベースアップによる賃金改善部分
- ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
- R7.11月末時点の賃金水準



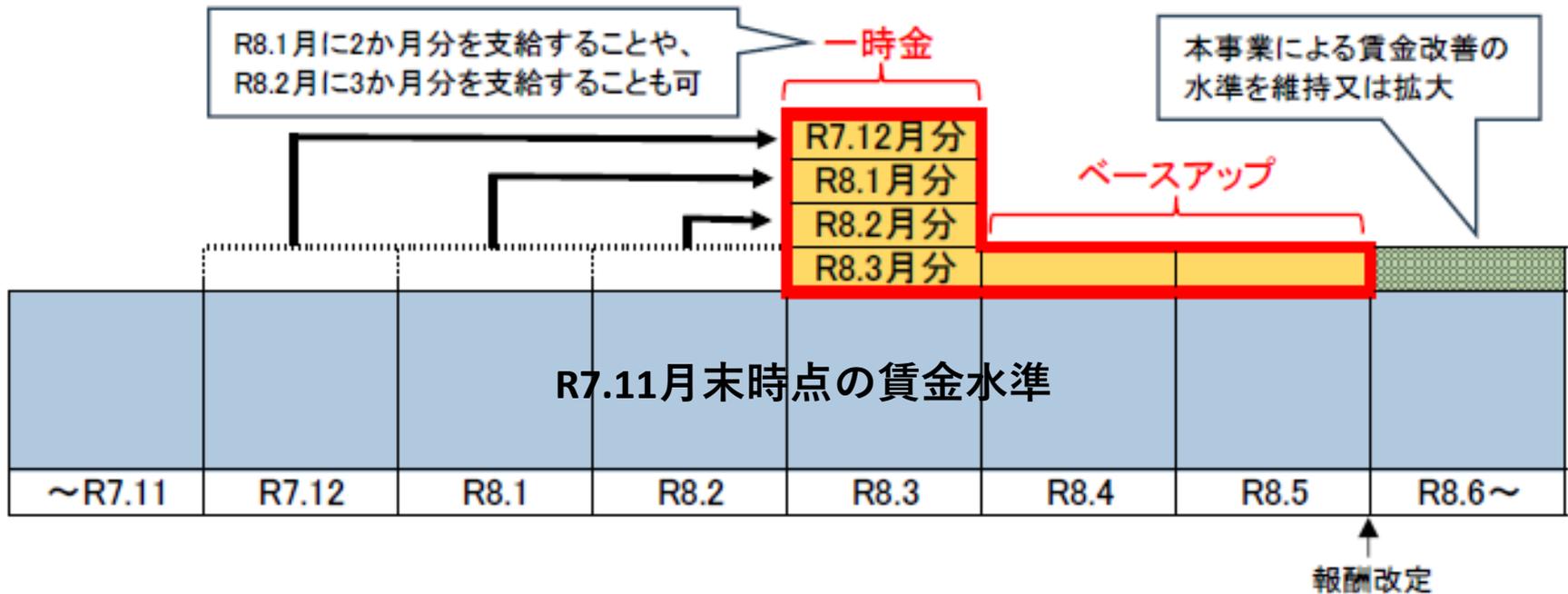
【給付金を充てた額】
 $5,000円 \times 6\text{か月}(12\text{月} \sim 5\text{月}) \times 5\text{人} = 150,000円$
 14.5万円(給付金) < 15万円(賃金改善)のため、給付金の返還は不要

●賃上げ支援事業（薬局）による賃金改善のイメージ

<対象となるケース>

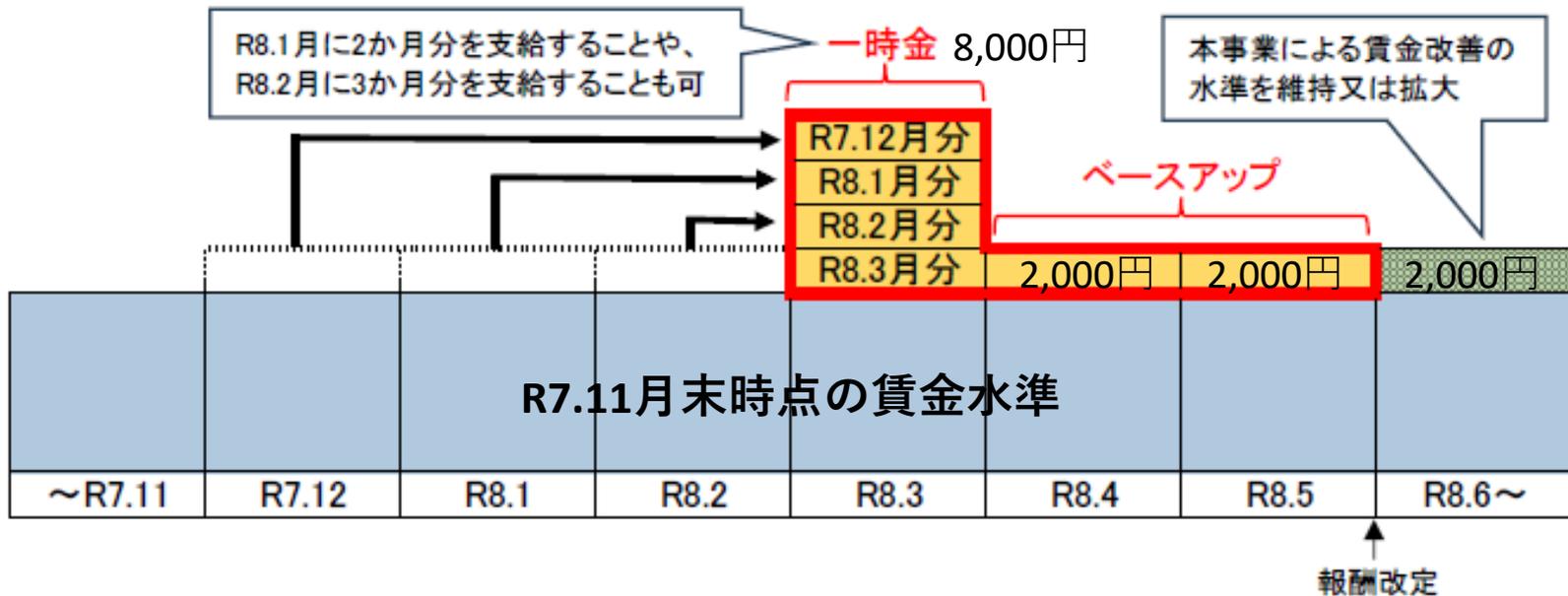
【例2】一時金（R7.12月分～R8.3月分）、ベースアップ（R8.4月～R8.5月）

-  本事業による充当可能部分
-  ベースアップによる賃金改善部分
-  ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
-  R7.11月末時点の賃金水準



【事例2】対象職員5人につき、4月から、月2,000円／人の賃金改善を実施
 加えて、3月に、12月～3月の4か月分相当の一時金等8,000円を支払
 (所属する同一グループ内の薬局数が1店舗～5店舗以下である薬局の場合：
 給付金交付額14.5万円)

- 本事業による充当可能部分
- ベースアップによる賃金改善部分
- ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
- R7.11月末時点の賃金水準



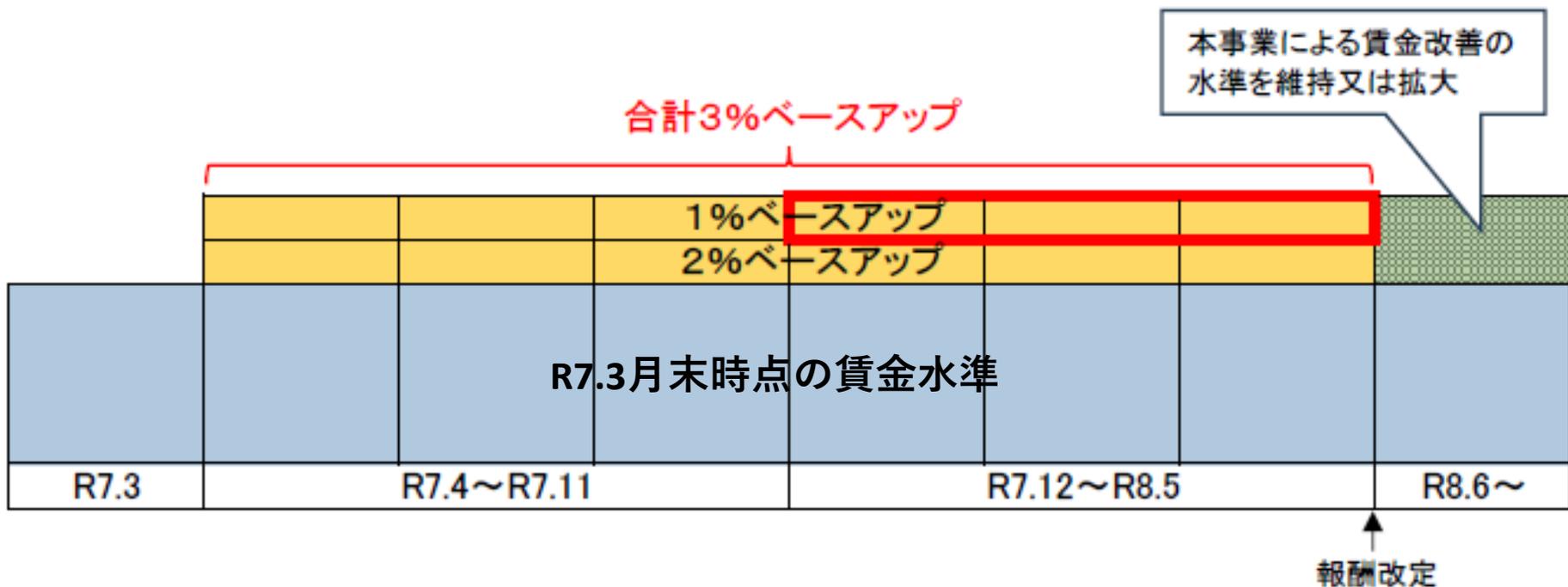
【給付金を充てた額】
 $2,000円 \times 2か月(4 \cdot 5月) \times 5人 + 8,000円 \times 5人 = 60,000円$
14.5万円(給付金) > 6万円(賃金改善)のため、8.5万円の給付金の返還が必要

●賃上げ支援事業（薬局）による賃金改善のイメージ

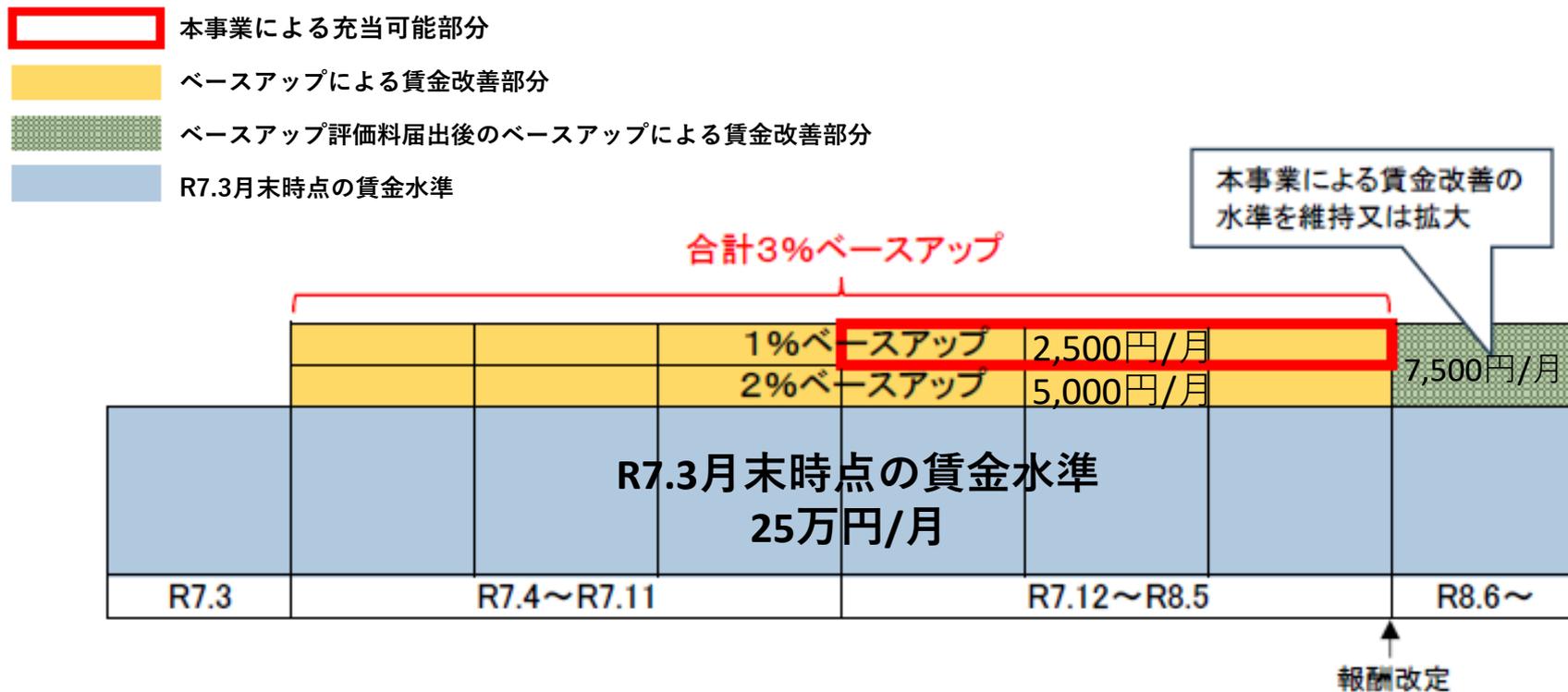
<対象となるケース>

【例3】 R7.3月の賃金水準から2%を上回るベースアップを実施（R7.12月～R8.5月）

-  本事業による充当可能部分
-  ベースアップによる賃金改善部分
-  ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
-  R7.3月末時点の賃金水準



【事例3】 対象職員5人のR7年度に既に実施した賃金改善に充てる場合
 (所属する同一グループ内の薬局数が20店舗以上の薬局の場合：給付金交付額7万円)



【給付金を充てることができる部分】

R7.4月から、3%の賃金改善を実施(3月末時点の賃金25万円×3%=7,500円/月)

2%を超える1%部分(2,500円/月)に充当可能

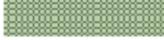
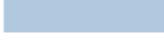
2,500円 × 6か月 × 5人 = 75,000円

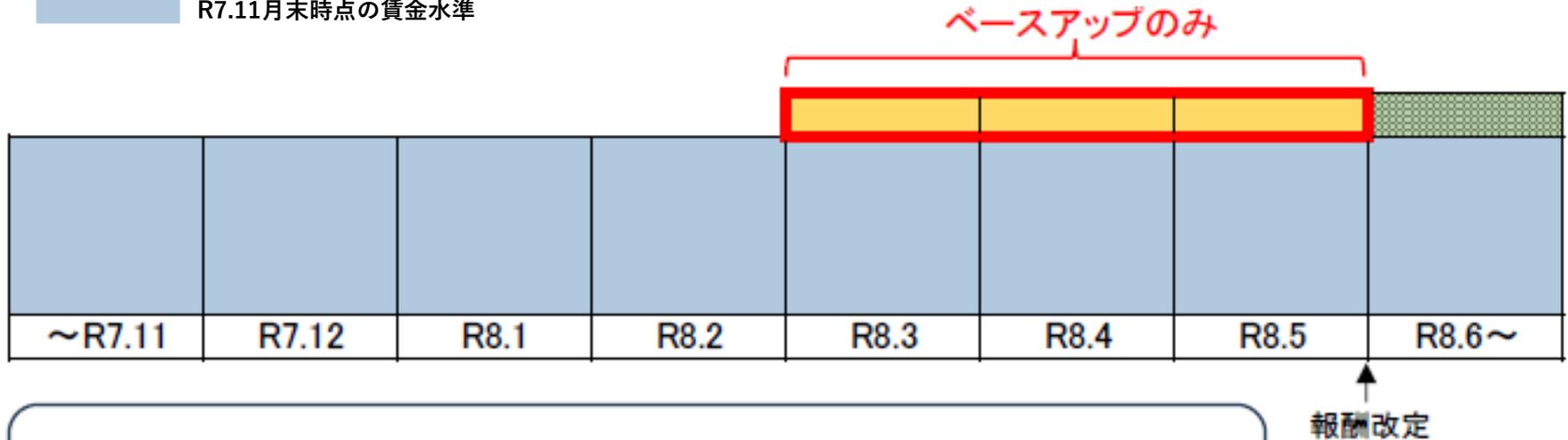
7万円(給付金) < 7.5万円(賃金改善)のため、給付金の返還は不要

●賃上げ支援事業（薬局）による賃金改善のイメージ

<対象とならないケース>

【例4】本事業による賃金改善：ベースアップ（R8.3月～R8.5月）

-  本事業による充当可能部分
-  ベースアップによる賃金改善部分
-  ベースアップ評価料届出後のベースアップによる賃金改善部分
-  R7.11月末時点の賃金水準

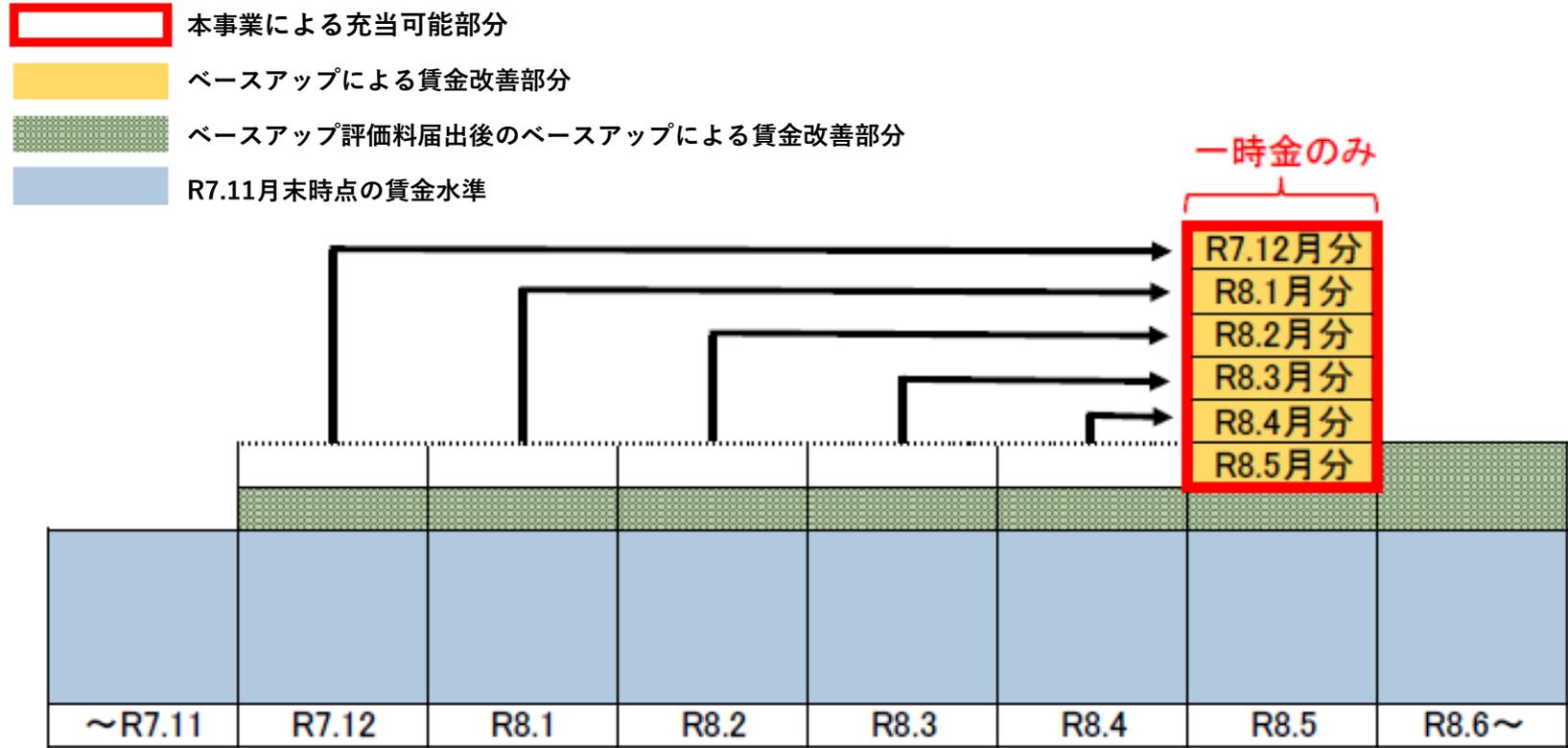


※本事業による賃金改善がR8.3月～R8.5月の3か月分のみであり、R7.12月～R8.5月の6か月分の賃金改善が行われていないため対象外

●賃上げ支援事業（薬局）による賃金改善のイメージ

<対象とならないケース>

【例5】本事業による賃金改善：一時金（R7.12月分～R8.5月分）



※本事業による賃金改善として、一時金等で支給できるのはR7.12月～R8.3月の最大4か月分のみであり、R8.4月～R8.5月はベースアップを実施しなければならないため対象外

報酬改定

5 留意事項

・本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみ賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、薬局の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められる。

例) 賃金水準が高い職種への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が低い職種に対して、重点的に配分する。

6 補助金の返還について

- ①令和8年8月1日までに「賃金改善報告書」を提出し、支給額の全部が賃金改善に充てられていることを確認する。
確認の結果、算定した支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。
- ②給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。
- ③申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

7 申請方法、提出書類

現時点で未定。

詳細が決まり次第、各薬局あて案内及び薬務課ホームページに掲載します。

8 申請等のスケジュール（予定）

5月上旬～6月中旬	申請書類の提出
6月上旬～7月末	「賃金改善報告書」の提出
8月以降	賃金改善に充てられなかった支給額がある場合は、補助金返還

② 物価支援事業について

1 目的

薬局が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、調剤等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2 補助金の額

1 施設 あたり	支援額 (1 法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
物価分	8.5万円	7.5万円	5万円

※店舗数は厚生局への「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数

3 対象施設

保険薬局

※令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績が必要

※令和8年1月1日において廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外